

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年2月24日開催 労働金庫業界]

1. 市場変動への対応について（監督局関係）

- 2022年の金融市場は、国内外の金利や株価を始め、不安定な動きが見られ、多くの金融機関では、保有する有価証券の評価損が大きく拡大していると承知。
- また、国内金利の変動は、有価証券の評価損益以外にも、有価証券の利息配当金や貸出金利息、取引先・顧客の業況変化など、多岐にわたる影響が考えられるため、金融庁としては金融機関のリスク管理態勢や対応方針などについて、一層高い関心をもって注視している。
- 経営陣におかれては、国内外の金融市場が刻々と変化する中で、より一層リスク感度を高めていただきつつ、
 - ・ 自金庫の市場見通しに、足元の状況を適切に反映しているか、
 - ・ 短期・中長期の両面から、想定される市場変動が貸出も含めた自金庫の収益やビジネスモデルにどのような影響を及ぼすか等を確認いただき、大きな市場変動に際しては、リーダーシップを発揮して、自身が必要と考える対応を迅速・的確に行っていただきたい。

2. Regional Banking Summit の開催について

- 2022年度に引き続き、多様なバックグラウンドを持つ方々が地域金融に係る様々なテーマについて議論する「Regional Banking Summit」を日経新聞社が主催する「地方創生フォーラム」と合同で開催する。
- 今回のパネルでは、地域活性化、金融教育、貧困対策、スタートアップ、組織活性化といった幅広いテーマを取り上げることとしており、その模様を2023年2月20日から日経チャンネルにてオンライン配信を行っているため、ぜひとも視聴いただきたい。

3. 「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」の公表について

- カーボン・クレジットの取扱いに当たっては、金融機関は、各業法における業務範囲規制の下、「算定割当量その他これに類似するもの」について取り扱うことができる。また、「その他これに類似するもの」への該当性については、2008 年のパブリック・コメントにおいて、審査・承認手続の厳格性、帰属の明確性等の観点から、個別具体的に判断する。
- こうした中、近年では、民間主導のカーボン・クレジットが主流となっており、金融庁としては、金融機関がこうしたカーボン・クレジットを積極的に取り扱えるよう、金融機関自らが、「その他これに類似するもの」に該当するか否かを明確に判断できるようにすることが重要と考えている。
- このため、金融庁では、2022 年 12 月 26 日に「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ & A」を取りまとめ、公表した。本Q & Aは、
 - ・ 政府主導のカーボン・クレジットのうち、J-クレジット、JCMクレジットが「その他これに類似するもの」に該当することのほか、
 - ・ 民間主導のカーボン・クレジットであっても、帰属の明確性に加えて、一定の審査・検証能力を有した機関が所定のカーボン・クレジットの発行プロセスに関与している場合には、「その他これに類似するもの」に該当すると判断しても差し支えないことを明確化したものである。
- 各金融機関においては、今後カーボン・クレジットを取り扱おうとする場合には、本Q & Aを参考にするとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、一層の取組を進めていただきたい。

4. 令和5年度税制改正要望の結果について（政策部門関係）

- 金融庁の2023年度税制改正要望においては、NISAの抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。

○ その結果、2022 年 12 月 16 日に公表された与党税制改正大綱においては、まず、NISA を抜本的に拡充し、制度を恒久化することが盛り込まれた。具体的には、

- ・ NISA を一本化して、つみたて NISA を引き継ぐつみたて投資枠と、一般 NISA を引き継ぐ成長投資枠を設け、両者を併用可能とした上で、
- ・ 年間の投資額の上限をそれぞれ 120 万円と 240 万円に拡大する

ことが盛り込まれている。合計で年間最大 360 万円まで投資できることになり、英国の ISA を上回る水準となる見込み。

○ また、全体で 1,800 万円の非課税保有限度額（成長投資枠の非課税保有限度額は、その内数の 1,200 万円）を設けた上で、金融商品から得た利益が非課税となる期間を無期限とすることも盛り込まれている。

○ この抜本的拡充後の新しい NISA は 2024 年 1 月から施行予定であるが、2023 年末までに現行の一般 NISA 及びつみたて NISA 制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用。現行制度の投資分を新制度に移管する必要等がなくなるため、金融機関にとってもシステム負担が軽くなると考える。円滑な制度施行に向けて、各金融機関の協力をよろしくお願いしたい。

○ なお、「資産所得倍増プラン」においては、今後 5 年間で、NISA の総口座数を、現在の 1,700 万から 3,400 万に倍増し、NISA の買付額についても、現在の 28 兆円から 56 兆円に倍増することを目指すこととしている。

○ また、家計の安定的な資産形成の実現のためには、NISA の抜本的拡充・恒久化だけでなく、

- ・ 金融経済教育の充実や、
- ・ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確保

も重要であり、この点についても業界の協力は不可欠であると考えているので、よろしくお願いしたい。

○ 今回の NISA 制度改正は抜本的な拡充であり、世の中の関心も高まっている。家計の安定的な資産形成を更に大きく前進させるためには、政府の取り

組みだけではなく、利用者と日頃から接している各金融機関の対応や協力が非常に重要である。日本の金融市場と金融セクターの発展のために協力をお願いしたい。

- また、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されており、今後、実現に向けて、必要な取組みを行っていききたい。
- 全体として、今般の与党税制改正大綱は、金融庁の要望内容の多くが盛り込まれた、画期的な大綱となったと考えている。税制改正要望プロセスにおいては、様々なご支援をいただき、感謝申しあげる。

5. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後 10 年間で官民合わせて 150 兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022 年 12 月 13 日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。
- 施策パッケージには、
 - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
 - ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、
 - ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
 - ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策といった内容を盛り込んでいる。
- 今後、金融庁としては、先ほどの述べた4つの柱の実現について、関係省

庁と連携しつつ、具体的な政策をつめていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、各金融機関との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

6. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- マネロン等リスク管理態勢については、金融庁から各金融機関に対し、マネロンガイドラインを踏まえた態勢整備を2024年3月までに完了するよう要請し、2021年からマネロンに焦点を当てた検査等を順次実施しているところであるが、態勢整備の期限まで残り1年となっている。
- 2024年3月までの態勢整備の参考として、指摘事項を一部紹介する。例えば、「リスクの特定作業において洗い出されたリスク項目は実務に即した個別具体的な項目にまで細分化されているか」という項目について、リスク項目洗い出しの粒度（例えば、個人・法人に加え、実務に即して、法人であれば、業種、上場有無、公的機関か否かなど）が低いため、未達となっているなどの事例が見受けられる。
- また、マネロンガイドラインで対応が求められる事項の中には、規定の整備に係るものもあるが、こうした項目についても未達（規定の未整備）となっている金融機関を多く確認している。
- このようなケースでは、金融機関の経営管理態勢にも課題がある可能性があるため、経営陣におかれては、自らの不備項目を再度確認の上、早急に対応を指示いただきたい。
- 改めて、経営陣におかれては、こうした事例も含め、自身の金融機関がどの水準にあるか把握した上で、残りの期間内に態勢整備が確実に完了するよう、取組を進めていただきたい。

7. サイバーセキュリティ演習の結果還元について

- 2022 年 10 月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VII)」の結果を、先般、参加金融機関に還元した。
- 参加金融機関におかれては、演習の結果を活用して、インシデント対応能力の更なる向上に取り組んでいただきたい。
ただし、今回の演習結果は、ひとつのシナリオの下での評価であって、サイバーセキュリティに対する態勢整備の状況をあまねく評価したものではない。
仮に今回の演習結果が良好であっても、演習で使用したシナリオに限らず、サプライチェーンの弱点を利用した攻撃やランサムウェア攻撃、フィッシングなど、最新のサイバー攻撃の脅威の動向を想定してインシデント対応態勢を整備し、その実効性を確認するための演習・訓練を定期的に行っていただきたい。
- また、非参加金融機関に対しても、今後協会を通じて、演習を通じて認められた業態に共通する課題や良好事例をフィードバックする予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考として、演習・訓練の高度化を含め、インシデント対応態勢の強化に取り組んでいただきたい。

8. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）について

- 2023 年 2 月 8 日、内閣官房において第 5 回「経済安全保障法制に関する有識者会議」が開催され、経済安全保障推進法の基幹インフラの事前審査制度について、
 - ・ 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）
 - ・ 制度開始に向けたスケジュール
 - ・ 対象となる業者の指定基準（案）が公表された。

- 本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。
- 金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。

9. 金融トラブル連絡調整協議会（第 63 回）

- 金融庁では、金融 ADR 制度の運営状況や将来的な課題について意見交換を行う場として、学識経験者、消費者機関、金融関係の業界団体などの委員で構成される、「金融トラブル連絡調整協議会」を開催している。
- 2023 年 1 月 6 日、第 63 回の協議会を開催したが、初めての取組として、各 ADR 機関だけではなく、個別の金融機関からも説明いただいた。具体的には、ADR 機関を通じて金融機関に共有される情報や金融機関に直接寄せられる利用者からの苦情等を、どのように情報展開し、業務改善に向けて如何に活用しているか、について説明いただいた。
- 委員からは、金融機関に更なる取組を期待する意見があった。特に、
 - ・ 個別の苦情等の早期対応のみならず、課題を早期に発見し、経営陣にフィードバックすることや、
 - ・ 苦情の増減にこだわり過ぎることなく、苦情としては寄せられていない利用者の不満が隠れていないかにも気を払うこと
 の重要性について意見があった。
- 金融庁のウェブサイトにおいて会議資料を公表しているほか、当日の模様についても公表する予定であり、参考にしていきたい。

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20230106.html)

- 金融庁としても、各金融機関が ADR 機関やお客様相談室等から寄せられる情報について適切に分析・共有し、また課題があれば改善していくことは、顧客本位の業務運営を行う上で重要と考えている。モニタリングの中でも、必要に応じて対話を行ってまいりたい。

10. FIN/SUM2023 の開催

- 金融庁では、日本経済新聞社と共催で、2016 年よりフィンテック等に関する国際シンポジウム「FIN/SUM」を毎年開催している。2023 年の FIN/SUM は、3 月 28 日～31 日に丸ビルホールで開催する。
- Web3.0・デジタル資産やメタバース、金融機関の DX、ESGなどをテーマに、国内外の有識者を招聘して、フィンテックの健全な発展に向けた多面的な議論を行う予定である。
- 過去 2 回の開催はコロナの影響でオンライン中心のイベントとなっていたが、今回は、様々な企業によるブース出展が行われるほか、国内外の多くのフィンテック事業者等の参加が見込まれている。ネットワーキングの場として活用すべく、ぜひ足を運んでいただきたい。

(参考) イベント概要

日時：2023 年 3 月 28 日（火）～31 日（金）[4 日間] 9:00-18:00

※ 金融庁主催シンポジウムは 29 日（水）に開催

会場：丸ビルホール（オンラインでも同時配信）

主催：金融庁・日本経済新聞社

ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>

チケット登録：上記ウェブサイトにて登録可能

(以 上)